

東京生存権裁判闘争ニュース

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10

東京社保協内 **生存権裁判を支える東京連絡会**
 電話03-5395-3165 FAX03-3946-6823

NO. 34号

2010年1月27日

巣鴨とげぬき地蔵で 生存権裁判宣伝行動

1月18日「おばあちゃんの原宿」で有名な巣鴨のとげぬき地蔵商店街で都生連高齢者・障害者対策部が生存権裁判宣伝署名行動を行いました。

原告4名を含めて各地の生活と健康を守る会から56名が参加しました。混雑する4の日の縁日を外したにもかかわらず、多くの参加者が訪れ、1時間で三五七名分の署名が寄せられました。

風もなく天気にも恵まれ、そして近所の商店



どんどん署名してくれた巣鴨商店街宣伝行動

からお茶の差し入れもあり、楽しい宣伝行動となりました。終了後、お地蔵様に裁判勝利の祈願をしました。

都生連、高齢者・障害者対策部

六車 光春

各地域の支える会の行動

12月

- 1日 新宿 区議会傍聴、10人、自公が反対で継続審議
- 4日 大田 南部法律事務所です務局会議、6人、
- 6日 荒川 町屋駅で署名行動
- 8日 渋谷 区議会傍聴、2人
- 足立 決起・報告集会
- 葛飾 土建事務所で役員会、3人
- 品川 品川労協で役員会、3人
- 11日 新宿 第11回幹事会
- 13日 墨田 原公園で署名行動、署名15筆
- チラシ20枚
- 15日 足立 西新井駅頭で署名行動、二二四筆（国会向け一二六筆）
- 新宿 戸山ハイツで署名行動、13人
- 署名27筆チラシ30枚
- 東久留米 清瀬駅で署名行動、
- 19日 渋谷 守る会総会、募金活動、
- カンパ五、六〇〇
- 23日 台東 署名行動、署名70筆
- 1月
- 2日 西多摩 塩舟観音、11人、署名47筆
- 4日 西多摩 河辺駅頭署名行動、11人署名73筆
- 11日 西多摩 青梅市総合体育館で署名行

2月

- 2日 新宿 学習会・田川代表世話人
- 5日 大田 南部法律事務所です務局会議
- 15日 新宿 新宿三丁目ピクスで署名行動
- 16日 品川 役員会
- 26日 大田 団体訪問
- 3月
- 15日 新宿 税務署通りマルマサで署名行動
- 27日 大田 第4回総会&交流会
- 18日 全都 巣鴨地蔵通り署名行動、56人、署名三五七筆
- 品川 署名要請行動
- 22日 足立 西新井駅東口署名行動
- 27日 葛飾 生存権裁判決起大会
- 28日 足立 西新井駅署名行動
- 動、7人、署名16筆カンパ千円
- 15日 新宿 若松駅頭署名行動

取り組みごころうさまです。
 これから取り組むところは参加を広げ頑張りましょう。
 予定が決まっていけない地域支える会は、話し合い・計画していきましよう。



国会行動

裁判だけでは、老齢加算復活は勝ち取れません。通常国会が開催されています。国会議員への要請行動、全国で生存権裁判を闘っている人たちとの院内集会を取り組みます。

国会議員要請行動

2月8日(月) 13時 衆議院議員面会所集合
国会報告、国会議員への要請行動

院内集会

国会議員養成後、15時～16時 参議院議員会館第2・3会議室
主催 全国連絡会、全国弁護団、中央社保協

東京高裁・結審

高裁前宣伝行動

2月9日(火) 12時30分～13時30分
署名の数は都生連に事前に報告し、持参して下さい。

東京高裁第5回裁判・結審

13時45分頃抽選 14時開廷
東京高裁一〇一法廷(二〇〇名の部屋)
裁判報告集会
東京労働会館7階のラパスホールに移
動 15時30分頃から行ないます。

誘い合わせて、ご参加下さい。
生存権裁判勝利をめざしてがんばりましょう。

生存権裁判を支える 東京連絡会 第4回 総会&決起集会

東京地裁で〇八年6月26日に判決後、全国では広島で同年12月25日、福岡で〇九年6月3日、京都で同年12月14日に第1審の判決が行なわれてきました。
東京地裁の判決後の各判決は、ますますひどい判決となっています。

広島では、原告の多くがテレビを保有し、新聞を購読するなどしていること、原告らの多くは定期的に出外し、趣味を有する者も見られること等、原告らの生活が、健康で文化的な生活水準を下回っているというだけではできないと判決で述べています。

京都では、原告の生活実態などをDVなどでも伝えましたが、判決では、健康で文化的な最低限度の生活を具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができない。高齢者単身無職世帯における消費実態と生活扶助基準との比較を行なうと、全世帯平均、第1～5分位、第1～10分位のいずれにおいても、60～69歳の者より70歳以上の者の生活扶助相当消費支出額が1万円以上低い状況となっていたこと。保護基準変更の結果、原告らに対して具体的に行なわれる保護が、健康で文化的な最低限度の生活を下回る結果をもたらしているとはいえず、生活保護法56条を根拠に、本件の

各処分を違法であるということもできない。と述べています。

総会・決起集会で運動を取り組んできた活動に確信を持ち、学び、裁判に勝利し、国民本位の政治へ変えていきましょう！

日時 3月20日(土) 13時開場

13時30分～16時30分

場所 板橋区立文化会館・大会議室

第4回総会 13時30分～14時30分

開会あいさつ・代表委員

弁護団報告

経過・方針提案・中野事務局長

会計報告・監査報告・秦事務局次長

質疑・討論

原告ひとこと決意表明

決起集会 14時40分～1時30分

開会あいさつ

記念講演・井上久全労連事務局次長

団体・地域支える会の報告 行動提起

開会挨拶

誘い合わせて参加しましょう

闘って学び、学んで闘いましょう

お知らせ

署名の到達 個人署名 119, 856筆 1/26現在
団体署名 521団体

2月9日の結審に向けがんばりましょう。

国会議員要請行動 2月8日(月) 13時、衆議院議面

院内集会 15時～16時、参議院議員会館第2・3会議室

東京高裁第5回裁判・結審 2月9日(火)

高裁前宣伝行動 12時30分～13時30分

第5回裁判・結審 14時～ 101号法廷、報告集会

生存権・東京連絡会幹事会 3月1日(月) 労働会館5F会議室

